

金融検査マニュアル 新旧対照表

現 行	改定案
<p style="text-align: center;">信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p style="text-align: center;">標準的手法の検証項目リスト</p> <p>I. ～II. (略)</p> <p>III. 信用リスク削減手法の利用</p> <p>1. ～9. (略)</p> <p>10. セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合、ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの規定を準用しているか。  <u>その他の特定順位参照型クレジット・デリバティブについては、(1)及び(2)の規定を準用しているか。</u>                      (新設)</p> <p>IV. 証券化エクスポージャー</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 証券化取引における格付は以下に掲げる適格性に関する基準を満たしているか。                      ①～③ (略)                      (新設)</p>	<p style="text-align: center;">信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p style="text-align: center;">標準的手法の検証項目リスト</p> <p>I. ～II. (略)</p> <p>III. 信用リスク削減手法の利用</p> <p>1. ～9. (略)</p> <p>10. セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合、ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブの規定を準用しているか。</p> <p><u>(3) 特定順位参照型クレジット・デリバティブ (ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ及びセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブを除く。)</u> については、(1)及び(2)の規定を準用しているか。</p> <p>IV. 証券化エクスポージャー</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 証券化取引における格付は以下に掲げる適格性に関する基準を満たしているか。                      ①～③ (略)                      ④ 銀行が保有する証券化エクスポージャーに対して付与された格付が、当該銀行</p>

現 行	改定案
<p>(5) 証券化取引における格付の利用に関して以下に掲げる基準を満たしているか。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(6) <u>以下の場合又は証券化エクスポージャーが無格付の場合、当該証券化エクスポージャーは自己資本控除となっているか。</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p>なお、<u>以下の要件のすべてを満たす場合に、無格付の証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用できる。</u></p> <p>①～② (略)</p> <p>また、<u>以下の要件のすべてを満たす場合に、ABCPプログラムに対して提供される無格付の融資枠契約及び信用補完等の証券化エクスポージャーについて、自己資</u></p>	<p><u>による流動性補完、信用補完その他の事前の資金の払込みを伴わない方法による信用供与に基づき付与されたものではないこと。</u></p> <p>(5) 証券化取引における格付の利用に関して以下に掲げる基準を満たしているか。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>銀行の保有する証券化エクスポージャーについて、包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要な体制が整備されていること。</u></p> <p>⑤ <u>銀行の保有する証券化エクスポージャーの裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。</u></p> <p>⑥ <u>銀行の保有する証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引についての構造上の特性を把握するために必要な体制が整備されていること。</u></p> <p>⑦ <u>銀行が、告示第一条第二号のニイ又はロの規定により再証券化取引から除かれる証券化取引に係るエクスポージャーを保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となっている証券化エクスポージャーに係る裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。</u></p> <p>⑧ <u>④から⑦までに掲げる基準を満たすための管理規程等を作成していること。</u></p> <p>(6) <u>以下の①から③までに掲げる場合又は証券化エクスポージャーが無格付の場合、当該証券化エクスポージャーは自己資本控除となっているか。</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p>なお、<u>以下の①及び②に掲げる要件のすべてを満たす場合には、無格付(上記①から③までに該当する場合を含む。以下この項において同じ。)の証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができる。</u></p> <p>①～② (略)</p> <p>また、<u>以下の①及び②に掲げる要件のすべてを満たす場合には、ABCPプログラムに対して提供される無格付の融資枠契約及び信用補完等の証券化エクスポー</u></p>

現 行	改定案
<p>本控除に代えて、当該証券化エクスポージャーの原資産を構成する個別の資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと100%のうち、いずれか高い方を適用できる。</p> <p>①～② (略)</p> <p>(7) (6)の①から③までのいずれかに該当する適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとなっているか。</p>	<p>ヤーについて、自己資本控除に代えて、当該証券化エクスポージャーの原資産を構成する個別の資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと100%のうち、いずれか高い方を適用することができる。</p> <p>①～② (略)</p> <p>さらに、無格付の適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該適格流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとして適用することができる。</p> <p>(削る)</p>
<p style="text-align: center;">内部格付手法の検証項目リスト</p> <p>I. ～IX. (略)</p> <p>X. 証券化エクスポージャー</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 内部格付手法の取扱い</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 一の証券化取引について保有する証券化エクスポージャーに対する所要自己資本の総額は、原資産に内部格付手法を適用した場合の所要自己資本の額を超えていないか。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に係る控除額及び信用補完機能を持つI/Oストリップスの額は、所要自己資本の総額に含めないものとする。</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(9) オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて外部格付準拠方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合には、信用リスク想定元本額の未実行の部分の額について100%の掛目を乗じた額を、当該証券化エクスポージャーの与信相当額としているか。</p> <p>なお、市場が機能不全となっている場合にのみ利用可能な適格流動性補完につい</p>	<p style="text-align: center;">内部格付手法の検証項目リスト</p> <p>I. ～IX. (略)</p> <p>X. 証券化エクスポージャー</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 内部格付手法の取扱い</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて外部格付準拠方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合には、信用リスク想定元本額の未実行の部分の額について100%の掛目を乗じた額を、当該証券化エクスポージャーの与信相当額としているか。</p>

現 行	改定案
<p>て指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合のオフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーの与信相当額は、信用リスク想定元本額の未実行の部分の額について20%の掛目を乗じた額とする。</p> <p>(10) オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額を自己資本控除としているか。</p> <p>ただし、以下のオフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額に以下の掛目を乗じた額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。</p> <p>① 契約期間が1年以内である適格流動性補完 50%</p> <p>② 契約期間が1年を超える適格流動性補完 100%</p> <p>③ 市場が機能不全に陥っている場合にのみ利用可能な適格流動性補完 20%</p>	<p>(9) オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額を自己資本控除としているか。</p> <p>ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。</p>
<p style="text-align: center;">市場リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>Ⅲ. 個別の問題点</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 市場リスク計測手法</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 市場リスク計測手法の通常の市場リスク管理手続への取組</p> <p>① (略)</p> <p>② 【市場リスク計測結果の分析・活用】</p>	<p style="text-align: center;">市場リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>Ⅲ. 個別の問題点</p> <p>1. ～3. (略)</p> <p>4. 市場リスク計測手法</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 市場リスク計測手法の通常の市場リスク管理手続への取組</p> <p>① (略)</p> <p>② 【市場リスク計測結果の分析・活用】</p>

現 行	改定案
<p>(i) ~ (iv) (略)</p> <p>(v) 市場リスク計測手法の算出結果(例えば、VaR (バリュエ・アット・リスク))を業績評価のために活用しているか。内部管理と統合的な収益ユニット毎に、市場リスク計測手法の算出結果を活用したリスク・リターン分析に基づく業績評価を行っているか。</p> <p>③ (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 一般市場リスクの計測(一般市場リスクに関するリスク量を計測している場合)</p> <p>① (略)</p> <p>② 【市場リスク計測頻度】            マーケット・リスク規制における内部モデル方式を採用している場合、トレーディング勘定のVaR (バリュエ・アット・リスク)を日次で計測しているか。</p> <p>③~④ (略)</p> <p>⑤ 【ヒストリカル・データの観測期間、更新頻度、欠損データの扱い】</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) ヒストリカル・データを3か月に1回以上は更新しているか。市場価格が大きく変動するなど、更新頻度の妥当性に問題が生じた場合には、ヒストリカル・データについての見直しの必要性を認識し、適切な対応を行っているか。</p> <p>(iii) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ 【マーケット・リスク・ファクターの設定】</p> <p>(i) マーケット・リスク・ファクターの設定に当たっては、金融機関のポートフォリオに内在する市場リスクを十分に把握できるものとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マーケット・リスク・ファクターについては、金利、為替、株式及びコモディティのブロード・リスク・カテゴリーに関するものを設定しているか。</li> </ul>	<p>(i) ~ (iv) (略)</p> <p>(v) 市場リスク計測手法の算出結果(例えば、VaR)を業績評価のために活用しているか。内部管理と統合的な収益ユニット毎に、市場リスク計測手法の算出結果を活用したリスク・リターン分析に基づく業績評価を行っているか。</p> <p>③ (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 一般市場リスクの計測(一般市場リスクに関するリスク量を計測している場合)</p> <p>① (略)</p> <p>② 【市場リスク計測頻度】            マーケット・リスク規制における内部モデル方式を採用している場合、トレーディング勘定のVaRを1営業日に1回以上、ストレスVaRを1週間に1回以上の頻度で計測しているか。</p> <p>③~④ (略)</p> <p>⑤ 【ヒストリカル・データの観測期間、更新頻度、欠損データの扱い等】</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) ヒストリカル・データが1か月に1回以上更新されているか。市場価格が大きく変動するなど、更新頻度の妥当性に問題が生じた場合には、ヒストリカル・データについての見直しの必要性を認識し、適切な対応を行っているか。</p> <p>(iii) (略)</p> <p>(iv) ストレスVaRを算出する場合には、当該ヒストリカル・データの選出及び定期的な見直しの基準が適切か。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ 【マーケット・リスク・ファクターの設定】</p> <p>(i) マーケット・リスク・ファクターの設定に当たっては、金融機関のポートフォリオに内在する市場リスクを十分に把握できるものとなっているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マーケット・リスク・ファクターについては、金利、為替、株式及びコモディティのブロード・リスク・カテゴリーに関するものを設定しているか。</li> </ul>

現 行	改定案
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務内容、市場環境等の変化に応じ、設定したマーケット・リスク・ファクターを見直しているか。</li> <li>・ 代理変数を使用している場合は、その妥当性及び保守性を確保しているか。</li> </ul> <p>(新設)</p> <p>(ii) ~ (vii) (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(10) 【個別リスクの計測（マーケット・リスク規制対象金融機関、又は個別リスクに関するリスク量を計測している場合）】</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 個別リスクについて、内部モデル方式を用いて計測する場合には、以下の基準を満たしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること</li> <li>・ リスクの集中度も含めたポートフォリオの構成の変化が、マーケット・リスク全体に与える影響を把握していること</li> <li>・ 市場環境の変化が、マーケット・リスク全体に与える影響を把握していること</li> <li>・ 同一の主体に関するポジションのうち、期間、優先劣後関係、信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一といえないポジションの有するリスクを把握していること</li> <li>・ イベント・リスク及びデフォルト・リスクを正確に把握していること</li> <li>・ バック・テストの結果から、個別リスクを正確に把握していることを説明できること</li> <li>・ 流動性の劣る又は価格の透明性が限られているポジションから発生し得るリスクを、現実的な市場シナリオのもとで保守的に把握していること</li> </ul> <p><u>(iii) 片側99%の信頼区間及び10営業日の保有期間を超えるイベント・リスクのうち市場リスク計測手法によって把握されていない部分について、当該リスクの</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務内容、市場環境等の変化に応じ、設定したマーケット・リスク・ファクターを見直しているか。</li> <li>・ 代理変数を使用している場合は、その妥当性及び保守性を確保しているか。</li> <li>・ <u>マーケット・リスク・ファクターの設定に当たって、全てのプライシング・ファクター(金融商品の価格に影響を及ぼす金利その他の原因の区分)を用いているか。</u></li> </ul> <p>(ii) ~ (vii) (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(10) 【個別リスクの計測（マーケット・リスク規制対象金融機関、又は個別リスクに関するリスク量を計測している場合）】</p> <p>(i) (略)</p> <p>(ii) 個別リスクについて、内部モデル方式を用いて計測する場合には、以下の基準を満たしているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること</li> <li>・ リスクの集中度も含めたポートフォリオの構成の変化が、マーケット・リスク全体に与える影響を把握していること</li> <li>・ 市場環境の変化が、マーケット・リスク全体に与える影響を把握していること</li> <li>・ 同一の主体に関するポジションのうち、期間、優先劣後関係、信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一といえないポジションの有するリスクを把握していること</li> <li>・ イベント・リスクを正確に把握していること</li> <li>・ バック・テストの結果から、個別リスクを正確に把握していることを説明できること</li> <li>・ 流動性の劣る又は価格の透明性が限られているポジションから発生し得るリスクを、現実的な市場シナリオのもとで保守的に把握していること</li> </ul> <p>(削る)</p>

現 行	改定案
<p><u>自己資本に与えうる影響を、ストレス・テスト等の適切な手法により把握しているか。</u></p> <p><u>(iv) (略)</u></p> <p>(新設)</p>	<p><u>(iii) (略)</u></p> <p><b>(11) 【追加的リスクの計測（マーケット・リスク規制対象金融機関、又は追加的リスクに関するリスク量を計測している場合）】</b></p> <p><u>(i) 債券等に係る個別リスクを内部モデル方式を用いて計測する場合には、当該債券等に係る追加的リスクを内部モデル方式を用いて計測し、マーケットリスク相当額の合計額に加えているか。</u></p> <p><u>(ii) 追加的リスクについて、内部モデル方式を用いて計測する場合には、以下の基準を満たしているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・ 計測対象ポジションの流動性、集中度、ヘッジ状況及びオプション性に関する特性に応じて調整のうえ、信用リスクの内部格付手法に関する基準を適切に充足していること（この場合において、銀行の管理の状況に応じ、ポートフォリオのリスクが一定の水準にあるとの前提を置くことができる）</u></li> <li><u>・ 追加的リスクを算出する場合には、片側99.9%の信頼区間を使用し、保有期間は1年以上とすること</u></li> <li><u>・ 債務者間でのデフォルト及び格付遷移が連鎖することにより追加的リスクが増幅される効果を勘案していること</u></li> <li><u>・ 追加的リスクとその他のリスクとの間の分散効果を勘案していないこと</u></li> <li><u>・ 集中リスクを把握していること</u></li> <li><u>・ 同一の金融商品に係るショート・ポジションとロング・ポジションの間以外でのエクスポージャーの額の相殺をしていないこと</u></li> <li><u>・ 主要なベースス・リスクを把握していること</u></li> <li><u>・ 債券等の満期が流動性ホライズンを上回ることが確実でないと思込まれ、かつ、それによる影響が重大と認められるときは、当該債券等の流動性ホライズンよりも短い期間に償還されることに伴う潜在的なリスクを把握していること</u></li> </ul>

現 行	改定案
(新設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>ダイナミック・ヘッジにおける流動性ホライズンよりも短い期間におけるヘッジのリバランスの効果について、次に掲げる要件を満たしている場合にのみ当該効果を認識し、当該ダイナミック・ヘッジにより軽減されないリスクを反映していること</u></li> <li>・ <u>追加的リスク計測モデルにおいて、マーケット・リスク相当額の計測対象となるポジションに対しヘッジのリバランスによる影響を勘案していること</u></li> <li>・ <u>銀行が当該リバランスの効果を認識することがリスクの把握の向上に寄与することを説明していること</u></li> <li>・ <u>銀行がヘッジに用いる金融商品が取引される市場が十分に流動的であることを説明していること</u></li> <li>・ <u>債券等の非線形リスクを把握していること</u></li> </ul> <p>(iii) <u>追加的リスクの額を1週間に1回以上の頻度で計測しているか。</u></p> <p><b>(12) 【包括的リスクの計測（包括的リスクについて内部モデル方式を用いて計測する金融機関）】</b></p> <p>(i) <u>以下の基準を満たしているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>包括的リスク計測モデルが少なくとも、デフォルト・リスク、格付遷移リスク、複合的なデフォルトに係るリスク、クレジット・スプレッドに係るリスク、インプライド・コリレーションのボラティリティに係るリスク、ベシス・リスク、回収率の変動に係るリスク、ヘッジのリバランスに係るリスクを含むリスクを計測するものであること</u></li> <li>・ <u>主要なリスクを把握するための十分な市場に関する情報を保有していること</u></li> <li>・ <u>包括的リスク計測モデルがコリレーション・トレーディングのポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること</u></li> <li>・ <u>内部モデル方式を用いているポジションと用いていないポジションが明確に区別されていること</u></li> <li>・ <u>包括的リスク計測モデルに対し少なくとも毎週ストレス・テストを実施していること</u></li> </ul>

現 行	改定案
<p>(11) (略)</p> <p>(12) マーケット・リスク規制におけるマーケット・リスク相当額の算出（マーケット・リスク規制対象の金融機関の場合）</p> <p>①【マーケット・リスク相当額の算出】 算出基準日のVaR（バリュアット・リスク）と算出基準日を含む直近60営業日VaR（バリュアット・リスク）の平均に、決められた乗数を乗じて得た額のうち、大きい方をマーケット・リスク相当額としているか。</p> <p>②【バック・テストによる超過回数に応じた適切な対応】 算出基準日を含む直近250営業日の損益のうち、1日の損失額が対応する保有期間1日のVaR（バリュアット・リスク）を超過した回数が5回以上となったときは、その都度、直ちに、その原因を分析し、その理由を明確に説明できる体制となっているか。</p> <p>(13)～(16) (略)</p>	<p>・ <u>ストレス・テストの結果の概要を四半期ごとに（当該ストレス・テストの結果が包括的リスクに係る所要自己資本の不足を示している場合には、速やかに）金融庁長官へ報告するために必要な体制が整備されていること</u></p> <p>(ii) <u>包括的リスクの額を1週間に1回以上の頻度で計測しているか。</u></p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) マーケット・リスク規制におけるマーケット・リスク相当額の算出（マーケット・リスク規制対象の金融機関の場合）</p> <p>①【マーケット・リスク相当額の算出】 <u>マーケット・リスク相当額について、告示の定めに従って算出されているか。</u></p> <p>②【バック・テストによる超過回数に応じた適切な対応】 算出基準日を含む直近250営業日の損益のうち、1日の損失額が対応する保有期間1日のVaRを超過した回数が5回以上となったときは、その都度、直ちに、その原因を分析し、その理由を明確に説明できる体制となっているか。</p> <p>(15)～(18) (略)</p>
<p>自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>Ⅲ. 個別の問題点</p> <p>1. 自己資本比率の算定の正確性</p> <p>①～② (略)</p> <p>③【自己資本の額】 (i)～(iv) (略)</p>	<p>自己資本管理態勢の確認検査用チェックリスト</p> <p>Ⅲ. 個別の問題点</p> <p>1. 自己資本比率の算定の正確性</p> <p>①～② (略)</p> <p>③【自己資本の額】 (i)～(iv) (略)</p>

現 行	改定案
<p>(v) 自己資本額の適格性について、以下の項目に留意しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等については、告示第5条第2項、第17条第2項、第28条第2項及び第40条第2項により、自己資本として適格なものであるか。</li> <li>・ 海外特別目的会社が優先出資証券を発行している場合には、当該優先出資証券は、告示第5条第3項から第5項まで及び第17条第3項から第6項までにより、自己資本として適格なものであるか。</li> <li>・ 資本勘定に算入される税効果相当額（＝繰延税金資産見合い額）は、「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査委員会報告第66号）等、税効果会計に関する会計基準・実務指針の趣旨を踏まえ適正に計上されているか。なお、繰延税金資産の基本的項目への算入については、告示第5条第7項、第17条第8項、<u>第28条第3項及び第40条第3項</u>に留意する。</li> <li>・ 退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」（平成10年6月16日企業会計審議会）及び「退職給付会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に基づき、適切に負債の部（前払年金費用となる場合は資産の部）に計上しているか。</li> <li>・ 劣後ローンによる借入れ又は劣後債の発行を行っている場合は、当該劣後ローンによる借入れ等は、告示第6条、第18条、第29条及び第41条により、自己資本として適格なものであるか。</li> <li>・ 「意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段」は、適切に控除項目として計上しているか。</li> </ul> <p>④～⑦ (略)</p>	<p>(v) 自己資本額の適格性について、以下の項目に留意しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ステップ・アップ金利等を上乗せする特約を付す等償還を行う蓋然性を有する株式等については、告示第5条第2項、第17条第2項、第28条第2項及び第40条第2項により、自己資本として適格なものであるか。</li> <li>・ 海外特別目的会社が優先出資証券を発行している場合には、当該優先出資証券は、告示第5条第3項から第5項、<u>第17条第3項から第6項、第28条3項から5項及び第40条3項から6項まで</u>により、自己資本として適格なものであるか。</li> <li>・ 資本勘定に算入される税効果相当額（＝繰延税金資産見合い額）は、「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査委員会報告第66号）等、税効果会計に関する会計基準・実務指針の趣旨を踏まえ適正に計上されているか。なお、繰延税金資産の基本的項目への算入については、告示第5条第7項、第17条第8項、<u>第28条第6項及び第40条第7項</u>に留意する。</li> <li>・ 退職給付引当金は、「退職給付に係る会計基準」（平成10年6月16日企業会計審議会）及び「退職給付会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に基づき、適切に負債の部（前払年金費用となる場合は資産の部）に計上しているか。</li> <li>・ 劣後ローンによる借入れ又は劣後債の発行を行っている場合は、当該劣後ローンによる借入れ等は、告示第6条、第18条、第29条及び第41条により、自己資本として適格なものであるか。</li> <li>・ 「意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段」は、適切に控除項目として計上しているか。</li> </ul> <p>④～⑦ (略)</p>